

長 建 協 発 第 2 3 1 号
平成 2 8 年 8 月 3 0 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

「経営事項審査の事務取扱について（通知）」の一部改正について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 7 年国土交通省令第 8 3 号）の施行により、登録解体工事試験及び登録基礎ぐい工事試験に合格した者について、とび・土工工事業に係る一般建設業の営業所専任技術者（主任技術者）の要件の一つに位置づけられたところであります。

これに伴い、今般、登録解体工事試験及び登録基礎ぐい工事試験に合格した者について、経営事項審査の技術力評価（Z 点）のうち、技術職員の項目において 2 点と評価されることとなったところであります。

つきましては、標記について、別添のとおり全建を通じ国土交通省土地・建設産業局建設業課長より通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。